

# 過去3年間の測定結果

更新日:令和4年12月

年度	観測局	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) (ppm)		浮遊粒子物質 (SPM) (mg/m <sup>3</sup> )		微小粒子状物質 (PM2.5) (μg/m <sup>3</sup> )	
		日平均値の 98%値	年平均値	日平均値の 2%除外値	年平均値	日平均値の 98%値	年平均値
令和3年度	旭町	0.034	0.017	0.024	0.010	18.2	7.7
令和2年度	旭町	0.043	0.018	0.031	0.012	24.2	9.8
平成31年度	旭町	0.038	0.018	0.035	0.015	25.0	10.7

## 1. 大気汚染に係る環境基準について

### (1) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内文はそれ以下であること。(S53.7.11告示)

### (2) 浮遊粒子物質 (SPM)

1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。(S48.5.8告示)

### (3) 微小粒子状物質 (PM2.5)

1年平均値が15.0μg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ1日平均値が35.0μg/m<sup>3</sup>以下であること。(H21.9.9告示)

## 備考

- 環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。
- 浮遊微小粒子物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

## 2. 環境基準による大気汚染の評価について

### (1) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目にあたる値(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。

### (2) 浮遊粒子物質 (SPM)

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%目の範囲にある測定値を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上続いた場合には非達成とする。

### (3) 微小粒子状物質 (PM2.5)

1日平均値での評価は、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目にあたる値(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。1年平均値での評価は、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のすべてを平均し、環境基準と比較して評価を行う。